

確定給付企業年金

遺族給付金（一時金）裁定請求書及び死亡届

企業年金基金理事長 殿

①(フリガナ) 死亡された加入者氏名	② 死亡された加入者の性別		男 女	③ 死亡された加入者の生年月日	昭和 平成	年 月 日
④ 加入者番号	⑤ 死亡年月日	平成	年 月 日			
⑥(フリガナ) 請求者氏名	⑦ 印鑑	⑧ 続柄				
⑨(フリガナ) 住所	郵便番号(-)		電話番号(- -)			
⑩ 支払機関の指定	銀行 ・ 信組 信金 ・ 農協		支店	普通 総合 ・ 当座 ・ その他		口座番号 ()
⑪ 加入者等の死亡当時、次に該当する人がいましたか						
配偶者	子	父母	孫	祖父母	兄弟姉妹	
いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	
⑫ 添付書類	1. 加入者（員）証 2. 年金証書 3. 死亡診断書（写し） 4. 請求者が死亡された加入者との続柄が明らかにすることができる戸籍抄本または戸籍謄本（写し不可） ※ 上記で1. 2の添付書類が無い場合は、「加入者（員）証・年金証書 添付不能届」を添付して下さい。					
※必ずご記入 第2請求者 氏名・続柄 住所 電話番号	氏名：		続柄：			
	住所：		☎： ()			

上記⑪に該当する人以外の方は、証明を下記証明欄に民生委員、町内会長、事業主、社会保険委員または家主などの第三者から受けてください。

生計同一証明	
上記の請求者は、受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを証明する。	
平成 年 月 日	
住所：	
証明者	職 名：
	氏 名：
	(印)

- (ご注意)
- 遺族給付金を受けとることができる方の範囲並びに順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族となります。自分より先順位者がある場合は、これらの給付を受けることができません。
 - 同順位が2名以上あるときは、1名が代表して請求を行ってください。その1名が行った請求は、他の同順位者全員のための給付額全額について行われたものとみなされます。またその1名に対する支給は、全員に対して行われたものとみなされます。

加入者（員）証・年金証書 添付不能届

下記の者の加入者(員)証・年金証書を紛失しており、添付できませんのでお届けします。

死亡した
加入者氏名

.....

平成 年 月 日

請求者氏名

..... (印)

請求者住所

〒

.....

.....

電話番号

.....